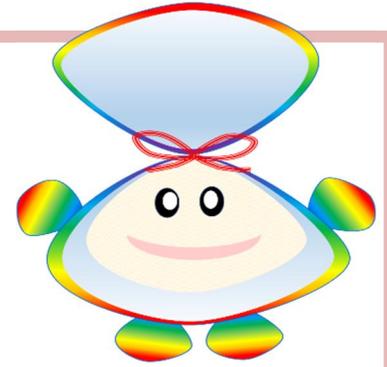


Monthly



島根労働局公式キャラクター
しじろー

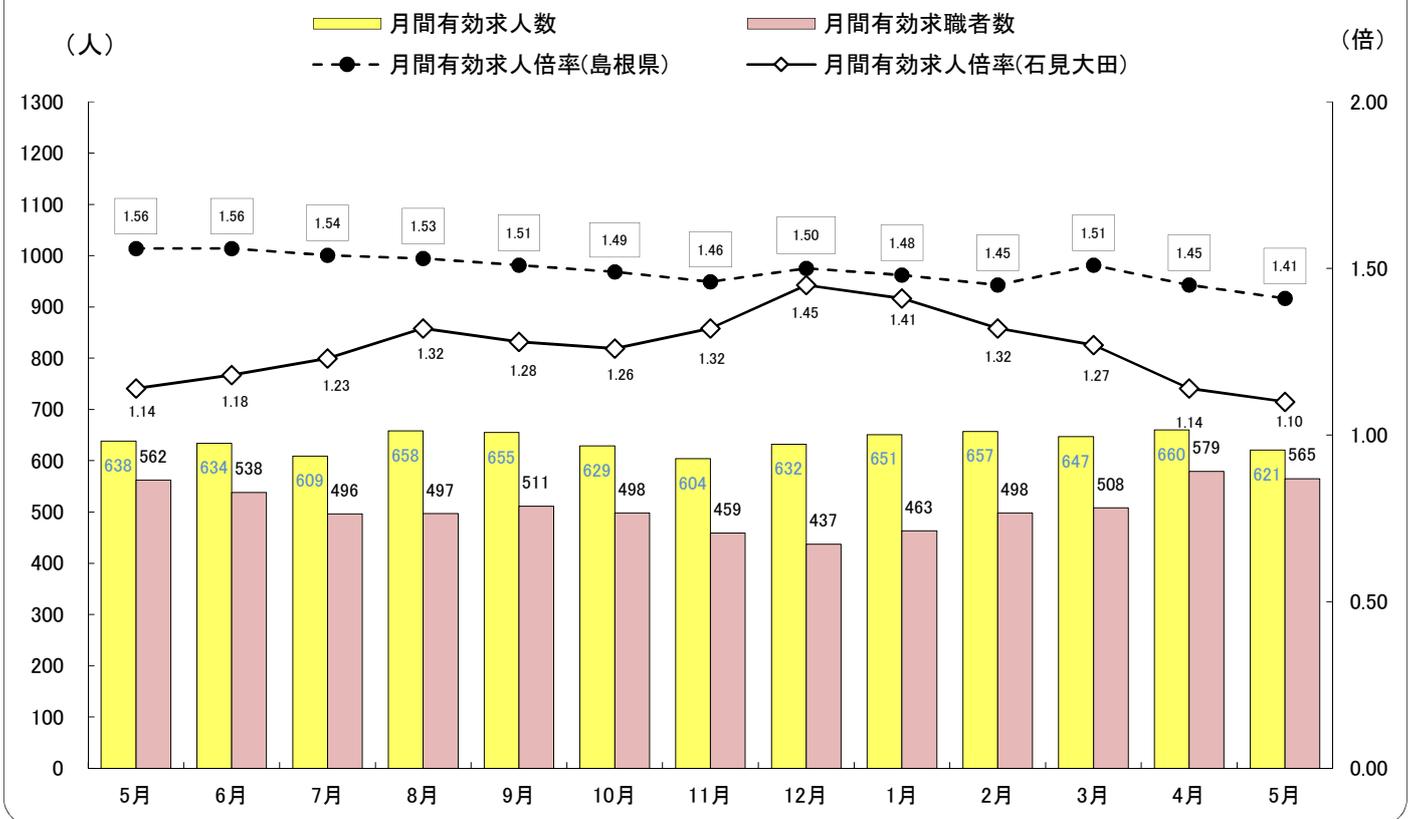
令和6年5月

ハローワーク石見大田

[令和6年6月28日(金)公表]

〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1
Tel 0854-82-8609 Fax 0854-82-1059

求人・求職と求人倍率の推移(月間有効)



《月間有効求人倍率》 令和6年5月の石見大田所管内の月間有効求人倍率は1.10倍で前年同月(令和5年5月)を0.04ポイント下回りました。

全国	1.24	島根県	1.41	石見大田	1.10
----	------	-----	------	------	------

- (注) 1 このハローワーク・マンスリーに使用している求人数、求職者数は、新規学卒を除き、パートタイムを含む。
 2 全国及び島根県の有効求人倍率は季節調整値。石見大田は原数値。
 3 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

求人・求職の動き (学卒を除き、パートを含む)

【 令和 6 年 5 月内容 】

《求人関係》

新規求人数は 206 人で、前年同月比▲8.4% (19 人) 減少しました。

このうち、フルタイム求人は 130 人で、前年同月比▲5.1% (7 人) 減少しました。パート求人は 76 人で、前年同月比▲13.6% (12 人) 減少しました。

パート求人数の全体求人数に占める割合は 36.9%となっています。

新規求人数を産業別に前年同月比で見ると、主な産業で増加したのは、農、林、漁業で同 100.0% (4 人)、製造業で同 65.2% (15 人)、医療福祉業で同 12.9% (9 人)、複合サービス事業で同 300.0% (3 人) となりました。

主な産業で減少したのは、運輸、郵便業で同▲64.3% (9 人)、卸売業・小売業で同▲33.3% (15 人)、宿泊業・飲食サービス業で同▲13.3% (2 人)、教育・学習支援事業で同▲60.0% (3 人)、サービス業 (他に分類されないもの) で同▲80.0% (16 人) でした。

月間有効求人数は 621 人で、前年同月比 2.7% (17 人) 減少しました。

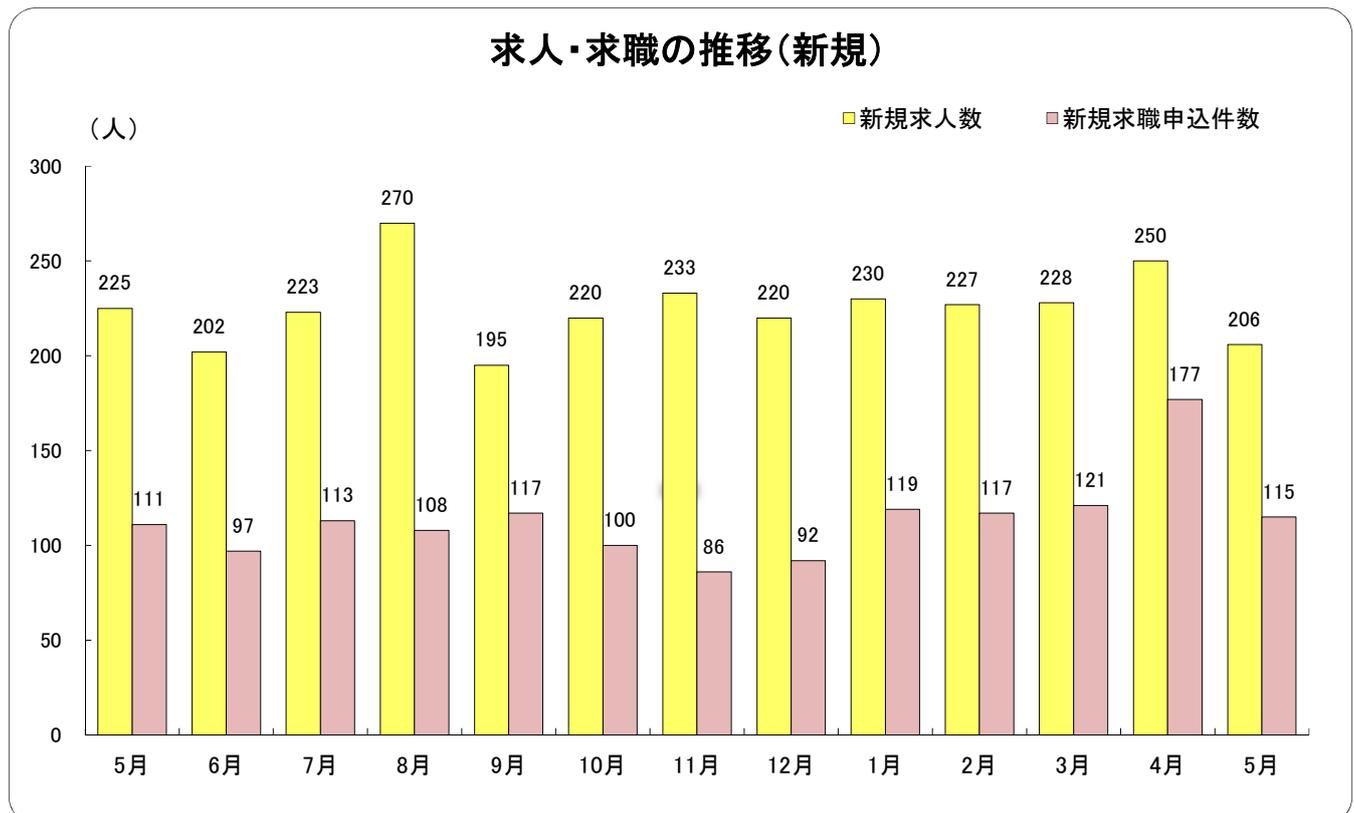
《求職関係》

新規求職者数は 115 人で、前年同月比 3.6% (4 人) 増加しました。

このうち、65 歳以上は 24 人で、同 9.1% (2 人) 増加しました。

常用新規求職者の離職理由等の状況を前年同月比で見ると、自己都合離職者は 52 人で同 23.8% (10 人) 増加、事業主都合離職者は 13 人で同▲27.8% (5 人) 減少、在職者は 35 人で同 6.1% (2 人) 増加しました。

月間有効求職者数は 565 人で、同 0.5% (3 人) 増加しました。



《一般職業紹介状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比
一般新規求人数	206	225	▲ 8.4
うちフルタイム求人	130	137	▲ 5.1
うちパート求人	76	88	▲ 13.6
月間有効求人数	621	638	▲ 2.7
就職件数	60	51	17.6
うち65歳以上	7	2	250.0
うち（保）受給者	20	23	▲ 13.0
新規求職申込件数	115	111	3.6
うち65歳以上	24	22	9.1
うち（保）受給者	33	31	6.5
月間有効求職者数	565	562	0.5
うち65歳以上	123	104	18.3

《常用新規求職者の離職理由等の状況》

項目	当月		前年同月	対前年同月比
	人数	割合		
離職者	72	62.6%	71	1.4
事業主都合	13	11.4%	18	▲ 27.8
自己都合	52	45.3%	42	23.8
自営・その他	7	6.1%	11	▲ 36.4
在職者	35	30.4%	33	6.1
無業者	8	7.0%	7	14.3
合計	115	100.0%	111	3.6

《産業別新規求人状況》

項目（産業分類）	新規求人数			前年同月	対前年同月比
	一般	パート	合計		
農，林，漁業(01～04)	8	0	8	4	100.0
鉱業，採石業，砂利採取業(05)	0	0	0	0	-
建設業(06～08)	20	0	20	20	0.0
製造業	26	12	38	23	65.2
食料品製造業(09)	13	10	23	11	109.1
繊維工業(11)	5	1	6	4	50.0
木材・木製品製造業(12)	3	1	4	3	33.3
窯業・土石製品製造業(21)	2	0	2	0	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)	0	0	0	1	-
輸送用機械器具製造業(31)	3	0	3	1	200.0
その他の製造業	0	0	0	3	-
電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	0	0	0	0	-
情報通信業(37～41)	0	0	0	0	-
運輸業，郵便業(42～49)	5	0	5	14	▲ 64.3
卸売業，小売業(50～61)	15	15	30	45	▲ 33.3
金融業，保険業(62～67)	0	0	0	0	-
不動産業，物品賃貸業(68～70)	1	0	1	0	-
学術研究，専門・技術サービス業(71～74)	0	0	0	0	-
宿泊業，飲食サービス業(75～77)	2	11	13	15	▲ 13.3
生活関連サービス業，娯楽業(78～80)	0	0	0	3	-
教育，学習支援業(81～82)	1	1	2	5	▲ 60.0
医療，福祉(83～85)	46	33	79	70	12.9
複合サービス事業(86～87)	4	0	4	1	300.0
サービス業（他に分類されないもの）(88～96)	2	2	4	20	▲ 80.0
公務・その他(97～99)	0	2	2	5	▲ 60.0
合計	130	76	206	225	▲ 8.4

《雇用保険関係業務取扱状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比	項目	当月	前年同月	対前年同月比
適用事業所数	687	699	▲1.7	初回受給者数	33	53	▲37.7
被保険者数	6,693	6,743	▲0.7	受給者実人員	102	149	▲31.5

《もにす認定企業》

もにす認定企業とは、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した中小企業です。

事業所名	業種	従業員数(人)
2023年度認定 社会福祉法人仁摩福祉会	老人福祉介護事業	180

《障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について》

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。
この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

◎ポイント1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

◎ポイント2 除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率	除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%	特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%	・石炭・亜炭鉱業	40%
・港湾運送業 ・警備業	15%	・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%	・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・林業（狩猟業を除く）	25%	・船員等による船舶運航等の事業	70%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%		

◎ポイント3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- ▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年度4月以降）。
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。
- ▶ 一部の所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。
所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

◎ポイント4 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

- ▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。
- ▶ 障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。